



鳥取県公報

令和元年12月24日（火）
号外第 6 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例（24）（技術企画課） 5
	鳥取県税条例の一部を改正する条例（25）（税務課） 7
	鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（26）（人事企画課） 8
	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（27）（〃） 9
	鳥取県手数料徴収条例及び鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例（28）（会計指導課） 16

公布された条例のあらまし

◇鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例

1 条例の制定理由

公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが産業廃棄物処理施設の設置を計画している米子市淀江町小波地内の土地について、その地下水の流向等を把握するために県が行う地下水、地層及び地質の調査（以下「地下水等調査」という。）の適正な実施に関し必要な事項を審議するため、鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

2 条例の概要

- (1) 県が行う地下水等調査に関する事項について審議するため、調査会を設置する。
- (2) 調査会は、地下水、地層又は地質の調査及び分析に関して専門的な知識及び経験を有する者のうちから、知事が任命する委員5人以内で組織する。
- (3) その他調査会の組織運営について必要な事項を定める。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布の日とする。
 - イ 鳥取県附属機関条例について、所要の規定の整備を行う。

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

寄附金税額控除の対象として指定している法人の指定の期間を更新する。

2 条例の概要

- (1) 個人県民税の寄附金税額控除の対象としている特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会に対して支出された寄附金の当該寄附金税額控除の指定の期間を令和2年1月1日から令和6年12月31日まで（現行 平成27年1月1日から令和元年12月31日まで）に更新する。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和2年1月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画している産業廃棄物処理施設に関する審査を適切に行うため、当該施設の設置許可に関する事務を総務部及び県土整備部において行うものとする。

2 条例の概要

- (1) 産業廃棄物処理施設（公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画しているものに限る。）の設置許可に関する事項を総務部及び県土整備部の所掌事務とする。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

人事委員会の職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告に鑑み、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定を行う。

2 条例の概要

- (1) 職員の給与に関する条例の一部改正
 - ア 令和元年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり引き上げる。

- (ア) 再任用職員以外の職員（特定幹部職員を除く。）の勤勉手当の支給割合 0.835月分（現行 0.785月分）
- (イ) 再任用職員以外の職員（特定幹部職員に限る。）の勤勉手当の支給割合 1.035月分（現行 0.985月分）
- (ウ) 再任用職員（特定幹部職員を除く。）の期末手当の支給割合 0.69月分（現行 0.685月分）
- (エ) 再任用職員（特定幹部職員を除く。）の勤勉手当の支給割合 0.445月分（現行 0.40月分）
- (オ) 再任用職員（特定幹部職員に限る。）の期末手当の支給割合 0.59月分（現行 0.585月分）
- (カ) 再任用職員（特定幹部職員に限る。）の勤勉手当の支給割合 0.545月分（現行 0.50月分）
- イ 令和2年6月以降に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり改める。
- (ア) 再任用職員以外の職員（特定幹部職員を除く。）の期末手当の支給割合 6月及び12月に支給されるものそれぞれに1.215月分（現行 6月に支給されるものにあつては1.145月分、12月に支給されるものにあつては1.285月分）
- (イ) 再任用職員以外の職員（特定幹部職員を除く。）の勤勉手当の支給割合 6月及び12月に支給されるものそれぞれに0.81月分（現行 6月及び12月に支給されるものそれぞれに0.785月分）
- (ウ) 再任用職員以外の職員（特定幹部職員に限る。）の期末手当の支給割合 6月及び12月に支給されるものそれぞれに1.015月分（現行 6月に支給されるものにあつては0.945月分、12月に支給されるものにあつては1.085月分）
- (エ) 再任用職員以外の職員（特定幹部職員に限る。）の勤勉手当の支給割合 6月及び12月に支給されるものそれぞれに1.01月分（現行 6月及び12月に支給されるものそれぞれに0.985月分）
- (オ) 再任用職員（特定幹部職員を除く。）の期末手当の支給割合 6月及び12月に支給されるものそれぞれに0.655月分（現行 6月に支給されるものにあつては0.62月分、12月に支給されるものにあつては0.685月分）
- (カ) 再任用職員（特定幹部職員を除く。）の勤勉手当の支給割合 6月及び12月に支給されるものそれぞれに0.42月分（現行 6月に支給されるものにあつては0.395月分、12月に支給されるものにあつては0.40月分）
- (キ) 再任用職員（特定幹部職員に限る。）の期末手当の支給割合 6月及び12月に支給されるものそれぞれに0.555月分（現行 6月に支給されるものにあつては0.52月分、12月に支給されるものにあつては0.585月分）
- (ク) 再任用職員（特定幹部職員に限る。）の勤勉手当の支給割合 6月及び12月に支給されるものそれぞれに0.52月分（現行 6月に支給されるものにあつては0.495月分、12月に支給されるものにあつては0.50月分）
- (2) 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
- ア 任期付研究員及び任期付職員の令和元年12月に支給する期末手当の支給割合を1.57月分（現行 1.52月分）に引き上げる。
- イ 任期付研究員及び任期付職員の令和2年6月以降に支給する期末手当の支給割合を、6月及び12月に支給されるものそれぞれに1.525月分（現行 6月に支給されるものにあつては1.48月分、12月に支給されるものにあつては1.52月分）とする。
- (3) 施行期日は、令和2年4月1日とする(1)イ及び(2)イを除き公布の日とする。ただし、(1)ア及び(2)アに関する事項は、令和元年12月1日から適用する。

◇鳥取県手数料徴収条例及び鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

- (1) 受益と負担の公平の確保を図るため、使用料及び手数料の額の変更を行う。
- (2) 毒物及び劇物取締法及び毒物及び劇物取締法施行令の一部が改正され、毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録等に係る権限が厚生労働大臣から都道府県知事に委譲されたことに伴い、新たに行う事務の

手数料を設定する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正

ア 次のとおり新たに手数料を徴収する。

(ア) 毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録等に係る事務

a 登録 1件につき27,200円

b 登録の更新 1件につき10,200円

c 登録の変更 1件につき5,200円

(イ) 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の書換え交付 1件につき2,400円

(ウ) 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の再交付 1件につき4,000円

イ 次のとおり手数料の額を引き上げる。

(ア) 2級建築士又は木造建築士の登録 1件につき24,400円（現行 19,300円）

(イ) 2級建築士試験及び木造建築士試験の実施 1件につき18,500円（現行 17,900円）

ウ 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録、登録の更新及び登録の変更の申請の経由事務に係る手数料を廃止する。

(2) 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正

ア 航空機への乗降に係る施設（出発時）の使用料は、1時間につき9,440円（現行 7,480円）とする。

イ 航空機への乗降に係る施設（到着時）の使用料は、1時間につき10,740円（現行 8,780円）とする。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、令和2年4月1日とする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日とする。

(ア) (2)に関する事項 公布の日

(イ) (1)のイに関する事項 令和2年3月1日

イ (1)のイの改正について所要の経過措置を講ずる。

条 例

鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例をここに公布する。

令和元年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第24号

鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例

(設置)

第1条 公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが産業廃棄物処理施設の設置を計画している米子市淀江町小波地内の土地について、その地下水の流向等を把握するために県が行う地下水、地層及び地質の調査の適正な実施に関し必要な事項を審議するため、鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 調査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、地下水、地層又は地質の調査及び分析に関して専門的な知識及び経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 調査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員)

第5条 調査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第6条 調査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 調査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 調査会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、調査会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

2 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県地方港湾審議会	港湾法（昭和25年法律第218号）第35条の2第1項に規定する事項	鳥取県地方港湾審議会	港湾法（昭和25年法律第218号）第35条の2第1項に規定する事項
鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会	鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例（令和元年鳥取県条例第24号）第2条に規定する事項		
略		略	

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第25号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(寄附金税額控除) 第24条の4 略 2・3 略 4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。			(寄附金税額控除) 第24条の4 略 2・3 略 4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。		
名称	主たる事務所の所在地	期間	名称	主たる事務所の所在地	期間
特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601	<u>令和2年1月1日</u> から <u>令和6年12月31日</u> まで	特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601	<u>平成27年1月1日</u> から <u>令和元年12月31日</u> まで
略			略		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県税条例第24条の4第4項に規定する特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会に対して支出した寄附金については、同項の規定は、なおその効力を有する。

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第26号

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第6条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p><u>(15) 産業廃棄物処理施設（公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画しているものに限る。）の設置許可に関する事項（県土整備部と共管）</u></p> <p><u>(16) 略</u></p> <p>(生活環境部の所掌事務)</p> <p>第10条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 廃棄物対策及びリサイクルの推進に関する事項 <u>（総務部及び県土整備部の所管に係るものを除く。）</u></p> <p>(5)～(15) 略</p> <p>(県土整備部の所掌事務)</p> <p>第13条 県土整備部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 産業廃棄物処理施設（公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画しているものに限る。）の設置許可に関する事項（総務部と共管）</u></p>	<p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第6条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(生活環境部の所掌事務)</p> <p>第10条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 廃棄物対策及びリサイクルの推進に関する事項</p> <p>(5)～(15) 略</p> <p>(県土整備部の所掌事務)</p> <p>第13条 県土整備部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第27号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の62、12月に支給する場合においては<u>100分の69</u>を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の52、12月に支給する場合においては<u>100分の59</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の83.5</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の103.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の62、12月に支給する場合においては<u>100分の68.5</u>を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の52、12月に支給する場合においては<u>100分の58.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の78.5</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の98.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合</p>

<p>においては100分の39.5（特定幹部職員にあっては、100分の49.5）、12月に支給する場合には<u>100分の44.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の54.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>においては100分の39.5（特定幹部職員にあっては、100分の49.5）、12月に支給する場合には<u>100分の40</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の50</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
--	--

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の121.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の101.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 5px auto; padding: 2px 10px;">略</div> <p>3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の65.5</u>を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、<u>100分の55.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の114.5、12月に支給する場合においては100分の128.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>6月に支給する場合においては100分の94.5、12月に支給する場合においては100分の108.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 5px auto; padding: 2px 10px;">略</div> <p>3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の62、12月に支給する場合においては100分の69</u>を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、<u>6月に支給する場合においては100分の52、12月に支給する場合においては100分の59</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次</p>

の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の81（特定幹部職員にあっては、100分の101）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の42（特定幹部職員にあっては、100分の52）を乗じて得た額の総額

3～5 略

（第1号会計年度任用職員の期末手当）

第16条の17 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、100分の121.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の101.5を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

（第2号会計年度任用職員の期末手当）

の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の83.5（特定幹部職員にあっては、100分の103.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の39.5（特定幹部職員にあっては、100分の49.5）、12月に支給する場合には100分の44.5（特定幹部職員にあっては、100分の54.5）を乗じて得た額の総額

3～5 略

（第1号会計年度任用職員の期末手当）

第16条の17 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の114.5、12月に支給する場合には100分の128.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の94.5、12月に支給する場合には100分の108.5を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

（第2号会計年度任用職員の期末手当）

第16条の19 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、100分の121.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の101.5を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

第16条の19 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の114.5、12月に支給する場合においては100分の128.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合においては100分の94.5、12月に支給する場合においては100分の108.5を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

（任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する</p>

第 1 号任期付研究員」と、給与条例第16条の 4 第 2 項中「100分の114.5」とあるのは「100分の148」と、「100分の128.5」とあるのは「 <u>100分の157</u> 」とする。	第 1 号任期付研究員」と、給与条例第16条の 4 第 2 項中「100分の114.5」とあるのは「100分の148」と、「100分の128.5」とあるのは「 <u>100分の152</u> 」とする。
---	---

第 4 条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員に対する給与条例第 3 条の 2、第 16 条の 3 第 1 項及び第 16 条の 4 第 2 項の規定の適用については、給与条例第 3 条の 2 中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第 4 号。以下「任期付研究員条例」という。）第 6 条の規定」と、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。））」とあるのは「任期付研究員条例第 6 条第 1 項に規定する第 1 号任期付研究員」と、給与条例第 16 条の 4 第 2 項中「<u>100分の121.5</u>」とあるのは「<u>100分の152.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員に対する給与条例第 3 条の 2、第 16 条の 3 第 1 項及び第 16 条の 4 第 2 項の規定の適用については、給与条例第 3 条の 2 中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第 4 号。以下「任期付研究員条例」という。）第 6 条の規定」と、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。））」とあるのは「任期付研究員条例第 6 条第 1 項に規定する第 1 号任期付研究員」と、給与条例第 16 条の 4 第 2 項中「<u>100分の114.5</u>」とあるのは「<u>100分の148</u>」と、「<u>100分の128.5</u>」とあるのは「<u>100分の157</u>」とする。</p>

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 5 条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 8 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 3 条の 2、第 16 条の 3 第 1 項及び第 16 条の 4 第 2 項の規定の適用については、給与条例第 3 条の 2 中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条の規定」と、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 8 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 3 条の 2、第 16 条の 3 第 1 項及び第 16 条の 4 第 2 項の規定の適用については、給与条例第 3 条の 2 中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条の規定」と、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職</p>

<p>を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）とあるのは「任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第 16 条の 4 第 2 項中「100 分の 114.5」とあるのは「100 分の 148」と、「100 分の 128.5」とあるのは「<u>100 分の 157</u>」とする。</p>	<p>を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）とあるのは「任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第 16 条の 4 第 2 項中「100 分の 114.5」とあるのは「100 分の 148」と、「100 分の 128.5」とあるのは「<u>100 分の 152</u>」とする。</p>
--	--

第 6 条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 8 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 3 条の 2、第 16 条の 3 第 1 項及び第 16 条の 4 第 2 項の規定の適用については、給与条例第 3 条の 2 中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年鳥取県条例第 67 号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条の規定」と、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）とあるのは「任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第 16 条の 4 第 2 項中「<u>100 分の 121.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 152.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 8 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 3 条の 2、第 16 条の 3 第 1 項及び第 16 条の 4 第 2 項の規定の適用については、給与条例第 3 条の 2 中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年鳥取県条例第 67 号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条の規定」と、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）とあるのは「任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第 16 条の 4 第 2 項中「<u>100 分の 114.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 148</u>」と、「100 分の 128.5」とあるのは「<u>100 分の 157</u>」とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条及び第 6 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）、第 3 条の規定による改正後の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）及び第 5 条の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和元年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第 3 条の規定による改正前の任期付研究員の採用等に関する条例又は第 5 条の規定による改正前の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の

内払とみなす。

鳥取県手数料徴収条例及び鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第28号

鳥取県手数料徴収条例及び鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第1条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(26) 略</p> <p><u>(27)</u> 略</p> <p><u>(28)</u> 略</p> <p><u>(29)</u> 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第4条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業等の登録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(30) 毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業等の登録の更新に関する事務 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 製造業又は輸入業の登録の更新 1件につき10,200円</p> <p>イ 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(26) 略</p> <p><u>(26の2)</u> 略</p> <p><u>(27)</u> 略</p> <p><u>(28)</u> 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第4条第1項(毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第36条の7第1項の規定により処理する場合を含む。)の規定に基づく毒物又は劇物の製造業等の登録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p><u>(29)</u> 毒物及び劇物取締法第4条第2項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録等の申請の経由事務 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>登録の申請 1件につき20,700円</u></p> <p>イ <u>登録の変更の申請 1件につき3,200円</u></p> <p>(30) 毒物及び劇物取締法第4条第4項(毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項の規定により処理する場合を含む。)の規定に基づく毒物又は劇物の製造業等の登録の更新に関する事務 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項の規定により処理することとされている製造業又は輸入業の登録の更新 1件につき10,200円</u></p> <p>イ 略</p>

<p>(31) 略</p> <p>(32) 毒物及び劇物取締法第9条第1項の規定に基づく毒物及び劇物の製造業又は輸入業の登録の変更 1件につき5,200円</p> <p>(33) 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第35条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業等の登録票の書換え交付 1件につき2,400円</p> <p>(34) 毒物及び劇物取締法施行令第36条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業等の登録票の再交付 1件につき4,000円</p> <p>(35)～(300の3) 略</p> <p>(301) 建築士法(昭和25年法律第202号)第5条第1項の規定に基づく2級建築士又は木造建築士の登録 1件につき24,400円</p> <p>(301の2) 略</p> <p>(302) 建築士法第13条の規定に基づく2級建築士試験及び木造建築士試験の実施 1件につき18,500円</p> <p>(303)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>ウ 製造業又は輸入業の登録の更新(アに掲げるものを除く。)の申請の経由事務 1件につき6,800円</p> <p>(31) 略</p> <p>(32) 毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項の規定により処理することとされている毒物及び劇物取締法第9条第1項の規定に基づく毒物及び劇物の製造業又は輸入業の登録の変更 1件につき5,200円</p> <p>(33) 毒物及び劇物取締法施行令第35条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付 1件につき2,400円</p> <p>(34) 毒物及び劇物取締法施行令第36条の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付 1件につき4,000円</p> <p>(35)～(300の3) 略</p> <p>(301) 建築士法(昭和25年法律第202号)第5条第1項の規定に基づく2級建築士又は木造建築士の登録 1件につき19,300円</p> <p>(301の2) 略</p> <p>(302) 建築士法第13条の規定に基づく2級建築士試験及び木造建築士試験の実施 1件につき17,900円</p> <p>(303)～(328) 略</p> <p>2 略</p>
--	---

(鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和42年鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
<p>別表第2(第17条関係)</p> <p>1 略</p> <p>2 建物その他の施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">航空機への乗降に係る施設</td> <td style="text-align: center;">出発時</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1時間につき</td> <td style="text-align: center;"><u>9,440円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">到着時</td> <td style="text-align: center;"><u>10,740円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分		単位	金額	航空機への乗降に係る施設	出発時	1時間につき	<u>9,440円</u>	到着時	<u>10,740円</u>	略				<p>別表第2(第17条関係)</p> <p>1 略</p> <p>2 建物その他の施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">航空機への乗降に係る施設</td> <td style="text-align: center;">出発時</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1時間につき</td> <td style="text-align: center;"><u>7,480円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">到着時</td> <td style="text-align: center;"><u>8,780円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分		単位	金額	航空機への乗降に係る施設	出発時	1時間につき	<u>7,480円</u>	到着時	<u>8,780円</u>	略			
区分		単位	金額																										
航空機への乗降に係る施設	出発時	1時間につき	<u>9,440円</u>																										
	到着時		<u>10,740円</u>																										
略																													
区分		単位	金額																										
航空機への乗降に係る施設	出発時	1時間につき	<u>7,480円</u>																										
	到着時		<u>8,780円</u>																										
略																													

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条の規定 公布の日
 - (2) 第1条中鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第301号及び第302号の改正規定 令和2年3月1日
(経過措置)
- 2 前項第2号に掲げる規定の施行の日前に2級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者が、建築士法第5条第1項の規定に基づく2級建築士又は木造建築士の登録を受けようとする場合については、同号に掲げる規定による改正後の鳥取県手数料徴収条例の規定にかかわらず、1件につき19,300円を徴収する。